

令和3年4月1日

保護者各位

社会福祉法人共立福祉会
さくらんぼ保育園

「苦情等申出窓口」の設置について

保育園では社会福祉法第82条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。

さくらんぼ保育園においても、令和3年度の保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のように設置し、苦情解決に努めていますのでお知らせいたします。

記

1. 苦情解決責任者 堀江 陽子 (園長)

2. 苦情受付担当者 北條 雅子 (運営主任)

3. 第三者委員 (1) 名取 千奈美
(2) 横小路 豊

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行ないます。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 「山梨県運営適正化委員会」の紹介

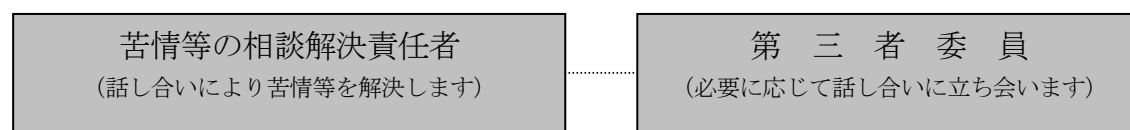
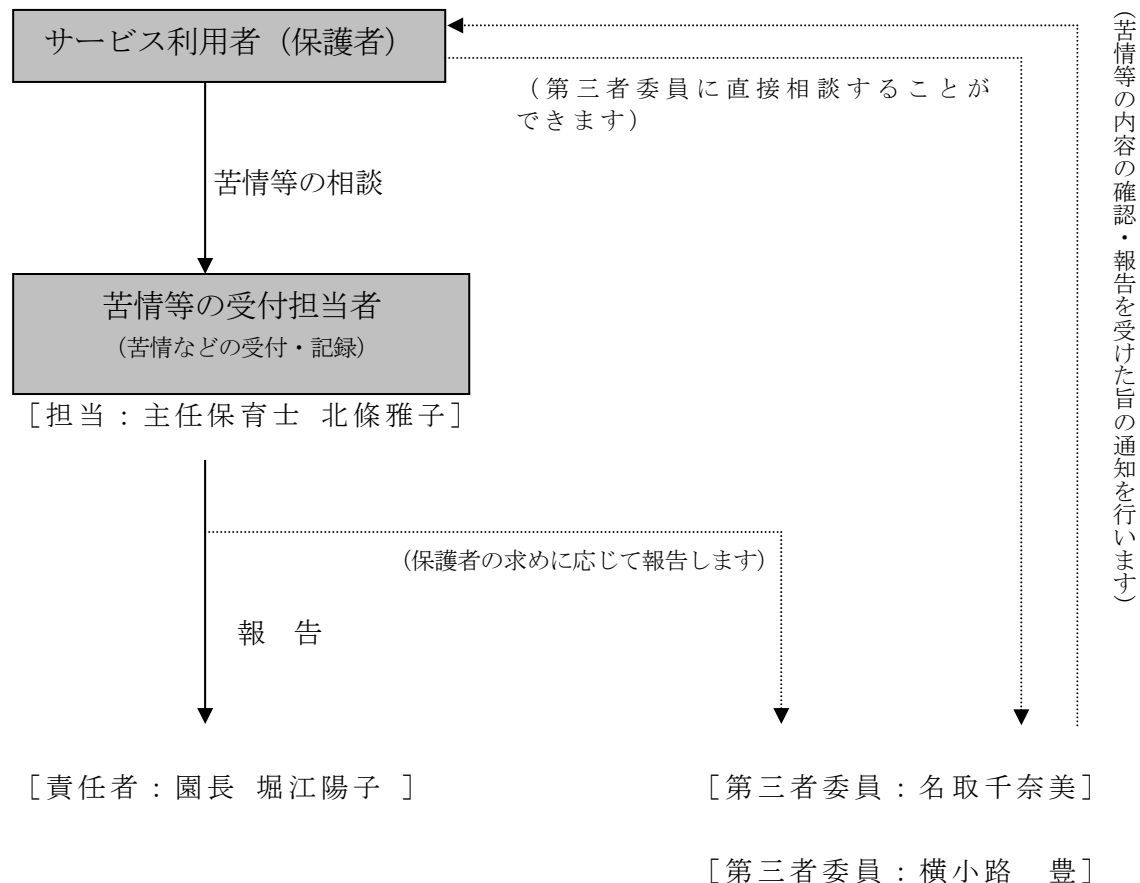
保育園で解決できない苦情は、社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会に設置された山梨県運営適正化委員会に申し立てることができます。

山梨県運営適正化委員会の連絡先:

〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 TEL:055-254-8610 FAX:055-254-8614

苦情等の解決のための仕組みについて

社会福祉法人共立福社会 さくらんぼ保育園



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

※以上の仕組みで解決できない苦情等は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会に設置された山梨県運営適正化委員会に申し立てることもできます。

山梨県運営適正化委員会の連絡先：

〒400-0005 山梨県甲府市北新 1-2-12 TEL: 055-254-8610 FAX:055-254-8614